

伊勢市議会予算特別委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢市議会委員会条例(平成17年伊勢市条例第212号。以下「委員会条例」という。)及び伊勢市議会会議規則(平成17年伊勢市議会規則第1号)に定めるもののほか、予算特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第2条 委員会の委員は、議長を除くすべての議員とする。

(正副委員長)

第3条 委員長は副議長を、副委員長は議会運営委員長をもって充てる。

(分科会の設置)

第4条 委員会に分科会を置く。

2 分科会の名称及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務政策分科会 総務政策委員会の所管に関する事項
- (2) 教育民生分科会 教育民生委員会の所管に関する事項
- (3) 産業建設分科会 産業建設委員会の所管に関する事項

3 分科会の会議は、公開とする。ただし、分科会の議決によって秘密会とすることができます。

(分科会の所属)

第5条 委員の分科会の所属は、それぞれ所管の常任委員会の所属と同一とする。

(会長及び副会長)

第6条 分科会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ所管の常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- 3 分科会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査)

第7条 委員会に付託された議案の審査は、各分科会へ分担し、各分科会における審査（以下「分科会審査」という。）により行う。

- 2 会長は、分科会審査を取りまとめ、その内容を委員会で報告する。
- 3 分科会審査は、質疑を行い、表決を行わない。ただし、前項の規定による報告を行うため、必要があると認めるときは、議案についての賛否を問うことができる。
- 4 委員会では、第2項の規定による報告に対する質疑、次条に規定する総括質疑及び討論を経て、表決を行う。

(総括質疑)

第8条 総括質疑は、複数の分科会に関連する内容又は政策的判断を求める内容に限り、行うことができる。

- 2 総括質疑を行う委員は、委員長に発言の項目及び要旨をあらかじめ通告しなければならない。
- 3 総括質疑の通告期限は、最終の分科会終了後2時間以内とする。
- 4 総括質疑の持ち時間は、答弁時間を含めて1人当たり20分以内とする。
- 5 総括質疑の順序は、通告順とする。

(開催場所)

第9条 委員会の開催は、本会議場で行う。

- 2 分科会の開催は、委員会室で行う。

(分科会の会議録の取扱い)

第10条 分科会の会議録については、委員会条例第30条の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。